

川崎市家賃支援事業に関する質問と回答（令和5年4月1日更新）

No.	質問	回答
1	法人の借上げ住宅は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象となる介護職員が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
2	契約社員や再雇用の職員は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、雇用形態は問いません。
3	派遣社員は補助対象になるか。	対象とはなりません。法人に直接雇用されている必要があります。
4	技能実習生や特定技能外国人は補助対象になるか。	対象要件を満たしていれば、補助対象となります。
5	単身者のみが補助対象か。	単身者以外も対象になります。ただし、補助対象となる介護職員が名義人となって賃貸借契約を締結している必要があります。
6	補助金額はどのように計算すればよいか。	補助金額は、家賃の1/2（上限30,000円）です。 （例1）家賃が55,000円の場合 $55,000 \times 1/2 = 22,500$ →千円未満は切り捨てとなるため、補助金額は22,000円です。 （例2）家賃が70,000円の場合 $70,000 \times 1/2 = 35,000$ →上限30,000円を上回るため、補助金額は30,000円です。
7	法人から住宅手当を支給しているが、補助金は活用できるか。	法人から住宅手当を支給している場合も、補助対象となります。ただし、本市からの補助額と法人の住宅手当支給額の合計額が、家賃を上回らない範囲での補助とします。
8	月途中で職員が市内に引っ越し、補助対象要件を満たすようになった場合、どのように処理すればよいか。	補助対象要件を満たした月が含まれる四半期の申請に入れてください。対象要件を満たす日数が1か月に満たない場合は、補助基準額を対象月の総日数で除した金額に、要件を満たした日数を乗じて得た金額が補助金額となります（千円未満切り捨て）。  （例）7月15日に市内に引っ越してきて、月額家賃65,000円の賃貸住宅に入居した場合。 第2四半期分の申請に対象職員を入れてください。 $30,000 \text{円(上限額)} \div 31 \text{日} \times 17 \text{日} = 11,612 \text{円}$ （1円未満切り捨て） →千円未満切り捨てのため、7月分の補助金額は11,000円となります。
9	礼金、敷金、更新料等は補助対象になるか。	対象とはなりません。補助対象経費は、賃借料及び管理費、共益費です。町内会費、駐輪場・駐車場代、家賃保証料、インターネット使用料等のその他の経費も補助対象経費にはなりません。
10	1度交付決定を受けた介護職員は、3年間補助金をもらい続けることができるのか。	年度ごとの決定とさせていただきますので、毎年度の申請をお願いいたします。

11	申請書類に添付する住民票の写しの発行日等に有効期限はあるか。	当該年度の4月1日以降に発行された住民票を添付してください。2年目以降継続して申請を行う場合も同様となり、前年度発行の住民票では申請できませんので、注意してください。
----	--------------------------------	---